

第33回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月12日(金)午後2時から午後2時54分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(11人)

会	長	14番	前川	正人							
委	員	2番	唯野	哲夫	3番	目黒	正一				
		5番	佐藤	雄一	6番	三國	実加				
		7番	丹野	義基	9番	岩本	一夫				
		10番	後藤	義昭	11番	山田	秀晴				
		12番	武島	竜太	13番	佐藤	陽子				

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	四栗	和広
事務局次長兼農業振興係長	渡部	賢治
事務局農地係長	佐々木	国秀
事務局主事	芳賀	純平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 相馬市農地利用最適化推進委員の候補者選考結果について

報告第2号 専決処分について

(1) 農用地利用調整会議における利用調整委員の指名について

報告第3号 報告事項について

(1) 農地改良届出について

(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和2年度第9号農用地利用集積計画について

議案第7号 令和2年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について

議案第8号 令和3年度農作業労働賃金標準額(案)について

議案第9号 下限面積(別段の面積)の設定について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第33回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第33回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 本日の欠席、遅参の届出はございません。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
 局長。

事務局長 それでは、私のほうから、先月総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。2月12日、金曜日であります。総会後に農業振興委員会並びに農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催しております。農業振興委員会においては、令和3年度農作業労働賃金標準額（案）について協議しております。また、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会においては、7月の委員改選に向けた農地利用最適化推進委員候補者の選考をしております。2月15日、月曜日であります。市役所において、農用地利用調整会議が開催され、佐藤雄一委員の同席をいただいております。2月16日、火曜日であります。開催予定でありました相双地域新規就農・企業参入推進検討会議につきましては、書面開催に変更となりました。2月18日、木曜日であります。市役所において農業委員会全体協議並びにオンラインセミナー「農地利用最適化研修会」を開催いたしました。また同日、中央公民館において、農業経営改善計画書認定審査会が開催され、次長が出席しております。2月19日、金曜日に開催予定でありました令和2年度相馬地域農業普及推進懇談会並びに令和2年度第2回相馬地方担い手育成・集落営農推進連絡会議につきましては、書面開催に変更となりました。2月22日、月曜日であります。災害対策復興会議が開催され、会長が出席しております。2月24日、水曜日であります。パルセいいざかにおいて、福島県農業会議第60回常設審議委員会が開催され、会長が出席しております。2月26日、金曜日でありま

すが、議案を配布させていただいております。3月5日、金曜日ですが、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。3月9日、火曜日ですが、成田地区において、農業振興地域除外に関する現地調査を県職員、市農林水産課職員並びに係長が実施しております。3月10日、水曜日ですが、杉妻会館において地方農業委員会連合会会長会議が開催され、会長が出席しております。

なお、市議会3月定例会は3月1日に開会し、3月19日閉会予定となっておりますので、併せてご報告申し上げます。報告は、以上でございます。

議長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。13番佐藤陽子委員、2番唯野哲夫委員、ご両名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号相馬市農地利用最適化推進委員の候補者選考結果についてを議題といたします。相馬市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱第3条第2項により、委員長及び副委員長は、委員の互選により定めとなっております。2月12日、相馬市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、互選の結果、委員長に佐藤陽子委員、副委員長に佐藤雄一委員が選出されました。よって、相馬市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員長より、選考結果について報告願います。13番佐藤陽子相馬市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員長お願いします。

候補者選考委員長 報告第1号相馬市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会選考結果について、ご報告いたします。

令和3年2月12日金曜日、午後3時30分より、市役所正庁において、相馬市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催いたしました。選考委員は、前川会長、佐藤雄一委員、丹野委員、

事務局長、私の5名であります。各団体及び個人から推薦を受けた12名について、農地利用最適化推進委員候補者選考基準の評価項目に基づき評価を行い、各委員合議により選考いたしました。選考結果については、以上のとおりであります。詳細については、事務局より説明をお願いします。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号相馬市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の選考結果について、事務局より補足説明いたします。

農業委員会等に関する法律第17号第1項の規定により、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱することとなっております。推薦及び応募の受付につきましては、令和2年10月20日から11月19日までの1ヶ月間ございました。定数12名に対し、同数の12名の推薦があり、選考に当たっては、農地利用最適化推進委員候補者選考要綱に規定された選考基準表に基づき、選考を行いました。

選考結果は、報告第1号に記載されているとおりで、各団体及び個人から推薦を受けた、1番から12番までの方でございます。各候補者及び推薦者等に対しては、選考結果を通知しております。

なお、候補者は、7月の第1回相馬市農業委員会総会において、議決された後、委嘱される予定となっております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、委員長報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号専決処分についてを議題といたします。

(1) 農用地利用調整会議における利用調整委員の指名について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号専決処分について、(1) 農用地利用調整会議における利用調整委員の指名についてご説明いたします。去る、2月15

日、月曜日、市役所農業委員会事務局において、利用調整委員として、佐藤雄一委員立会いのもと、農用地利用調整会議を開催しましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第3号報告事項についてを議題といたします。(1) 農地改良届出について、(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について、(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第3号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地改良届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は2件の報告がございました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は5件の報告がございました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は7件の届出を受理いたしました。こちらは、すべて相続による農地の取得となっております。農業委員会によるあっせん希望等はございません。(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は12件の通知書を受理いたしました。こちらは、農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、1番から4番までにつきましては、耕作者都合のため、5番から9番まで並びに12番案件につきましては、耕作者変更のため、10番、11番案件は、農地法第3条申請のためとなっております。事務局からの説明は、以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。地区担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、2番唯野哲夫委員願います。

2 番 2番委員から。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。この案件は、去る2月28日に申請人の●●氏に会って、確認してまいりました。相続人7名が高齢のため、処分するということでした。申請人、申請地等については、議案書記載のとおりでございます。去る3月5日に、3番委員、5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転(売買)になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを、現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号についてであります。議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号については、譲受人の経営農地は、50アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号についてであります。譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上でございます。

議 長 続いて、番号2番について、5番佐藤雄一委員願います。

5 番 2 番案件についてご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。3月3日に、申請人の自宅を訪問する途中、申請人が水田に居たので、聞き取り調査を現場で行って来ました。3月5日には、3番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、申請地周辺の農地利用状況の調査を行いました。調査結果を代表してご報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号、農地所有適格法人要件については、譲受人は、個人であるため、非該当であります。許可基準第3号、信託契約の有無は、議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号、下限面積要件については、譲受人の経営農地は、50アール以上であり、要件を満たしております。許可基準第6号、借入地の転貸、質入れについては、譲受人に借入地の転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号、地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可基準第1号から第7号まで、すべて非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上でございます。

議 長 続いて、番号3番について、7番丹野義基委員お願いします。

7 番 3 番案件についてご報告いたします。去る2月17日に申請人の自宅を訪問し、さらに現地に出向き、申請人から聞き取り調査を行いました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。また、去る3月5日に、3番委員、5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、結果をご報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（贈与）になります。本案件は兄弟で、兄から弟へ経営移譲を行うものであります。譲渡人は不在地主ということもあり、これまでも譲受人が、30数年水稻作付をしてきました。今後もその予定であります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従

事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを、現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号についてであります。議案書に記載の、該当ありません。次に、許可基準第5号については、譲受人の経営農地は、下限面積の50アール以上であり、要件を満たしております。許可基準第6号についてであります。譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可基準第1号から第7号まで、すべて要件を満たしていることから、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議 長 続いて、番号4番について、13番佐藤陽子委員お願いします。

13番 4番案件について、ご報告いたします。2月28日、申請人宅を訪問し、事前に聞き取りをしております。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る3月5日に、3番委員、5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、結果をご報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（贈与）になります。本案件は、祖父から孫への経営移譲を行うものであります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを、現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。許可基準第3号についてであります。議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号については、譲受人の経営農地は、50アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号についてであります。譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号、地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和

が損なわれるような問題はありません。よって、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容についてご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地につきましては、議案書に記載のとおりでございます。事業概要は、農家住宅拡張用地として通路、カーポート、緑地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。申請地は、都市計画法に基づく、都市計画区域外に指定されております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無

については、申請人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番目黒正一委員お願いいたします。

3 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。去る3月5日に、5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を実施いたしましたので、その結果を代表してご報告いたします。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることを現地調査で確認し、第1種農地と判断いたしました。しかし、この案件は、既存施設の面積を拡張する申請内容であり、不許可の例外事業の、既存施設拡張事業の基準を満たす転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、既存施設を拡張することが目的でありますので、代替地の検討は、特に必要ありません。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、個人住宅建築用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から8ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定(30年間)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、添付書類として、地元水利組合の排水同意書を添付いたしております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番目黒正一委員願います。

3 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。去る3月5日に、5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、その結果を代表してご報告いたします。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地であります。しかし、この案件につきましては、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり、妥当と判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいた

だいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。
以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号現況確認証明申請についてを議題といたしま
す。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願いま
す。6番三國実加委員お願いします。

6 番 議案第4号現況確認証明申請について、1番案件についてご報
告いたします。去る3月5日、3番委員、5番委員、事務局2名で
現地調査を実施いたしました。担当委員を代表して、調査結果を報
告いたします。1番案件の申請地の現況は、平成20年頃には非農
地化した場所であります。議案書に記載された申請理由のとおり、
周辺の現況からも、今後も農地として耕作することが困難と見て
まいりました。申請地目は山林ですが、現況が原野化しており、原
野に訂正して証明書を交付することが適当であると判断いたしま
した。以上報告いたします。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号5番までの5件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局よりご説明いたします。参考資料と赤字で書かれた資料の裏面をご覧ください。こちらは、農林水産省通知における非農地判断手続きの流れを図解で示したものになります。こちらの図の赤枠で囲まれた「農地」に該当するか否かの判断という箇所について、これから議決していただく訳ですが、判断の流れといたしましては、毎年農業委員会で実施している利用状況調査にて、

農地としての復旧が困難及び耕作が難しい農地、いわゆるB分類農地として判断された農地について、所有者の方に対し非農地判断を行う旨の事前通知をさせていただきます。その後、農業委員会で対象地の現地調査を行い、総会にて「農地」に該当するか否かの判断について議決をしていただきます。なお、農地に該当するか否かの判断基準につきましては、現況確認証明申請と同様の判断基準となっております。次に、非農地と判断された土地につきましては、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、法務局へ「非農地通知一覧表」を送付することとされています。それでは、参考資料と赤字で書かれた資料を表にしてご準備ください。事務局からの説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。6番三國実加委員願います。

6 番 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての、調査結果をご報告いたします。去る3月5日に、3番委員、5番委員、事務局2名とともに、現地調査を実施いたしました。担当委員を代表して調査結果を報告いたします。番号1番から5番まで一括して報告いたします。農地の現況調査の結果、認定地目については、1番から5番は、現況が山林化しており、山林と判断しました。以上ご報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり「非農地」と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり「非農地」と判断することに決せられました。

次に、議案第6号令和2年度第9号農用地利用集積計画についてを議題といたします。議案第6号中、番号1番について、私が議事参与の制限に該当いたしますので、議長を佐藤陽子会長職務代理者と交代いたします。

佐藤会長 それでは、暫時の間議長を務めさせていただきますのでよろしく
職務代理者 お願いいたします。議案第6号中番号1番を抽出し議題といたします。本件に関し、14番前川正人委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による、議事参与の制限に該当いたしますので、暫時の間退場願います。

(14番委員退場)

佐藤会長 それでは、事務局の説明を求めます。事務局。
職務代理者

事務局 議案第6号令和元2年度第9号農用地利用集積計画について、番号1番について事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございます。新規の利用権設定であります。農業委員会の決定事項であります農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定はすべて満たしております。以上でございます。

佐藤会長 質疑ありませんか。ご発言願います。
職務代理者

(「なし。」との声。)

佐藤会長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
職務代理者 ご発言願います。

(「なし。」との声。)

佐藤会長 討論なしと認めます。採決いたします。
職務代理者 本件に関し決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声。)

佐藤会長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号中番号1番について
職務代理者 では、同意することに決定されました。14番前川正人委員の入場を認めます。

(14番委員入場)

佐藤会長 14番委員にご報告いたします。議案第6号中番号1番について
職務代理者 では、同意することに決定されました。ここで会長が戻られましたので、議長を交代いたします。

議 長 次に、議案第6号中、番号1番を除く、2番から17番までの
16件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和2年度第9号農用地利用集積計画について、番号2番から番号17番までの16件について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございまして、番号2番から番号15番までは、農業委員会を通した利用権設定で、うち番号2番から13番までが新規の利用権設定、14番、15番は再設定でございまして。

また、番号16番及び17番の2件は、農地中間管理機構を通した借入れ、転貸一括方式による新規の利用権設定であります。農業委員会の決定事項であります農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定はすべて満たしております。以上でございまして。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号令和2年度第9号農
用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、議案第7号令和2年度農地中間管理事業の農用地利用配
分計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事
務局。

事務局 議案第7号令和2年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画
について、番号1番について、事務局よりご説明いたします。こち
らは、これまで既に農地中間管理機構による借り入れ、転貸による
利用権設定がなされておりましたが、耕作者が変更になる事によ
り、農地所有者と農地中間管理機構との契約はそのままに、新たな
耕作者へ転貸する配分計画でございます。集積・配分を同時に行う
一括方式ではないため、議案第6号とは別に提案させていただい
ております。農業委員会の決定事項であります農業経営基盤強化
促進法第18条第3項の規定は、全て満たしております。以上でご
ざいます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号令和2年度農地中間
管理事業の農用地利用配分計画については、同意することに決せ
られました。

次に、議案第8号令和3年度農作業労働賃金標準額(案)につ
いてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第8号令和3年度農作業労働賃金標準額(案)について、事
務局よりご説明いたします。議案書の31ページを御覧下さい。去
る2月18日に開催いたしました、農業委員会全体協議の結果を
踏まえまして、議案を提案してございます。米の販売価格の状況、
昨今の経済状況、かつ他市町村の改訂状況等を踏まえ、前年度と同
額、据え置きとさせていただきました。なお、次ページには、過去
5年間の農地の賃借料情報を掲載してございます。事務局の説明
は、以上でございます。

議 長 質疑ありませんか、ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号令和3年度農作業労働賃金標準額(案)については、原案のとおり決せられました。

次に、議案9号下限面積(別段の面積)の設定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第9号下限面積(別段の面積)の設定について、事務局よりご説明いたします。下限面積(別段の面積)の設定につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が出席する農業委員会全体協議の中で協議・検討を行ってきた案件でございます。下限面積(別段の面積)の設定に係る全体協議については、これまで3回実施し、1回目の協議・検討は、令和2年2月20日開催の全体協議で、事務局より、県内他市町村の状況や相馬市の現状を説明し、委員各位に地区ごとのグループワーク方式で協議・検討いただきました。

2回目の協議・検討は、令和2年11月11日の全体協議で、第1回目の検討結果を基に、再度、地区ごとのグループワーク方式で協議・検討いただいた後に、意見集約をし、下限面積(別段の面積)の設定の素案をまとめました。

3回目の協議・検討は、先月、2月18日に開催した全体協議の中で、2回目の検討結果でまとめた素案を、下限面積(別段の面積)の設定の案として提案し、委員各位から了承をいただきました。

設定基準については、お配りしている補足資料のとおり、2つの方法がございまして、①農地法施行規則第17条第1項による設定方法、②農地法施行規則第17条第2項による設定方法の2つの設定基準があり、これまでの協議・検討を踏まえ、相馬市農業委員会としては、遊休農地解消・発生防止を目的とした新規就農を促進する観点から、農地法施行規則第17条第2項で設定するものでございます。

設定面積については、先月の全体協議で示し、了承いただいた内容と同様の内容である、下限面積は相馬市内全域30アール、ただし、適用条件として、個人が申請した場合のみの適用、即ち法人が申請する場合は従来通りの50アールとなります。以上の内容で提案させていただきたいと思っております。

施行予定日については、本総会で議決された場合には、速やかに

公示の事務手続きを進め、令和3年4月総会の農地法第3条申請の許可分から適用できるよう、令和3年4月1日施行で進めていきたいと考えております。事務局の説明は以上でございます。

議 長 質疑ありませんか、ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案9号下限面積(別段の面積)の設定については、原案のとおり決定されました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
以上をもちまして、第33回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会 長 前 川 正 人

議事録署名委員 13番 佐 藤 陽 子

議事録署名委員 2 番 唯 野 哲 夫